

第90号議案関係資料

品川区災害弔慰金の支給等に関する条例の改正について

1 趣旨

品川区災害弔慰金の支給等に関する条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）および災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）に基づき、災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給、災害により精神または身体に著しい障害を受けた区民に対する災害障害見舞金の支給および災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって区民の福祉の向上に資することを目的とする条例である。

今般、近年の社会および経済情勢を踏まえ、平成31年4月および令和元年8月の法の改正により、当該条例の基準となる法および令が改正されたため、災害援護資金の貸付けに係る運用を改善し、被災者支援の充実を図る観点から、災害援護資金の見直しを行う。

※ 災害援護資金とは、都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害により、負傷または住居、家財に被害を受けた世帯主に対してその生活の立直しに資するため、350万円を上限として貸付けるものである。

2 改正の概要 （別紙：新旧対照表）

改正項目	新	旧	根拠法令（施行日）
貸付利率	据置期間（3年）経過後、 保証人ありの場合：無利子 保証人なしの場合：3%以内で規則で定める。	据置期間（3年） 経過後、一律3%	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正 （平成31年4月1日）
保証人	連帯保証人による保証は任意	連帯保証人による保証が必須	災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正 （平成31年4月1日）
償還方法の拡充	年賦償還、半年賦償還、月賦償還の中から選択	年賦償還のみ	
償還免除	破産手続開始の決定または、再生手続開始の決定を受けた場合を追加	—	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正 （令和元年8月1日）
報告	償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか必要があると認めるときは、借受人若しくはその保証人に報告を求めることが可能	—	

### 3 施行日

#### 公布の日

この条例による改正後の品川区災害弔慰金の支給等に関する条例第 14 条および第 15 条第 3 項の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

品川区災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>○品川区災害弔慰金の支給等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和49年7月25日 条例第36号</p> <p>(保証人および利率)</p> <p>第14条 <u>災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u></p> <p>2 <u>災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める率とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、<u>半年賦償還または月賦償還</u>とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還および違約金については、法第13条、第14条第1項および第16条ならびに令第8条、第9条および第12条の規定によるものとする。</u></p> <p>(規則への委任)</p> <p>第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p><u>付 則</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>2 <u>改正後の第14条および第15条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により災害援護資金の貸付けを受けようとする者に係る保証人および利率について適用し、同日前に生じた災害により災害援護資金の貸付けを受けようとする者に係る保証人および利率については、なお従前の例による。</u></p>	<p>○品川区災害弔慰金の支給等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和49年7月25日 条例第36号</p> <p>(利率)</p> <p>第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金および償還金の支払猶予については、<u>法第13条第1項、令第8条から第12条まで</u>の規定によるものとする。</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>